

旅 客 營 業 規 則

旅 客 営 業 規 則

——目 次——

第1章	総 則	1
第1条	(目 的)	1
第2条	(変 更)	1
第3条	(適用範囲)	1
第4条	(用語の意義)	1
第5条	(運賃前払いの原則)	1
第6条	(契約の成立時期及び適用範囲)	2
第7条	(旅客の運送等の制限又は停止)	2
第8条	(運行不能の場合の取扱い)	2
第9条	(キロ程)	2
第10条	(期間の計算方)	2
第11条	(乗車券等に対する証明)	3
第12条	(旅客の提出する書類)	3
第13条	(乗車券の購入及び所持)	3
第14条	(車内持込禁止品)	3
第15条	(車内持込手回り品の範囲)	4
第16条	(車内持込禁止品又は範囲外手回り品を持込んだ場合)	5
第17条	(車内持込手回り品の保管及び点検)	5
第2章	乗 車 券 の 発 売	6
第1節	通 則	6
第18条	(乗車券の種類)	6
第19条	(乗車券の発売箇所)	6
第20条	(乗車券の発売範囲)	7
第21条	(乗車券の発売日)	7
第22条	(乗車券の発売時間)	7
第23条	(割引乗車券等の不正使用の場合の発売停止)	7

第24条	(運賃割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)	7
第2節	普通券の発売	9
第25条	(普通券の発売)	9
第3節	定期券の発売	10
第26条	(通勤定期券の発売)	10
第27条	(通学定期券の発売)	10
第4節	削除	11
第28条	(削除)	11
第5節	団体券の発売	12
第29条	(団体券の発売)	12
第30条	(団体旅客運送の申込み)	13
第31条	(団体旅客運送の引受け)	13
第32条	(団体旅客申込人員等の変更)	13
第33条	(一部区間不乗の団体券の発売)	13
第6節	貸切券の発売	14
第34条	(貸切券の発売)	14
第7節	特殊割引券の発売	15
第35条	(身体障害者割引券の発売)	15
第36条	(知的障害者割引券の発売)	15
第36条の2	(精神障害者割引券の発売)	15
第37条	(被救護者割引券の発売)	15
第38条	(削除)	15
第39条	(削除)	15
第40条	(臨時特殊割引券の発売)	16
第3章	運賃 料金	17
第1節	通 則	17

第41条	(運賃の種類)	17
第42条	(運賃計算の原則)	17
第43条	(運賃の計算上のキロ程)	17
第44条	(旅客の区分及びその運賃)	17
第45条	(小児の運賃)	18
第46条	(割引運賃)	18
第47条	(運賃割引の重複適用の禁止)	18
第2節	普通運賃	19
第48条	(大人片道普通運賃)	19
第49条	(削除)	19
第3節	定期運賃	20
第50条	(大人定期運賃)	20
第4節	回数運賃	21
第51条	(回数運賃)	21
第5節	団体運賃	22
第52条	(団体運賃)	22
第53条	(団体運賃の割引率)	22
第54条	(一部区間不乗の団体運賃の計算)	22
第6節	貸切運賃	23
第55条	(貸切運賃)	23
第56条	(貸切運賃の最低額)	23
第57条	(一部区間不乗の貸切運賃の計算)	23
第7節	特殊割引運賃	24
第58条	(身体障害者割引運賃)	24
第59条	(知的障害者割引運賃)	24
第59条の2	(精神障害者割引運賃)	24
第60条	(被救護者割引運賃)	24
第61条	(削除)	24
第62条	(削除)	24
第63条	(臨時特殊割引運賃)	24

第8節 料 金	25
第64条 (貸切車両の留置料金)	25
第65条 (貸切取消の場合の回送料)	25
第4章 乗車券の効力	26
第1節 通 則	26
第66条 (乗車券の使用条件)	26
第67条 (効力の特例)	26
第68条 (券面表示事項等が不明となった乗車券)	26
第69条 (途中下車)	26
第70条 (途中下車後の不乗区間に対する取扱い)	27
第71条 (通用期間の起算日)	27
第72条 (乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)	27
第2節 乗車券の効力	28
第73条 (通用期間)	28
第74条 (改氏名の場合の定期券の書替え)	28
第75条 (乗車券が前途無効となる場合)	28
第76条 (定期券以外の乗車券が無効となる場合)	28
第77条 (定期券が無効となる場合)	29
第78条 (通学定期券の効力)	30
第5章 乗 車 券 の 様 式	31
第1節 通 則	31
第79条 (乗車券の表示事項)	31
第80条 (この章に規定する乗車券の様式)	31
第81条 (小児用等の記号の表示)	31
第82条 (乗車券に押す印章)	31
第83条 (地模様の印刷)	31
第84条 (乗車券の駅名等の表示方)	31

第2節	普通券の様式.....	33
第85条	(普通券の様式)	33
第3節	定期券の様式.....	34
第86条	(定期券の様式)	34
第4節	削除	35
第87条	(削除)	35
第5節	団体券及び貸切券の様式.....	36
第88条	(団体券の様式)	36
第89条	(貸切券の様式)	36
第6節	特殊割引券の様式.....	37
第90条	(特殊割引券の様式)	37
第6章	乗車券の改札及び引渡し	38
第1節	通 則.....	38
第91条	(乗車券の改札)	38
第92条	(乗車券の引渡し)	38
第2節	乗車券の改札及び引渡し.....	39
第93条	(普通券の改札及び引渡し)	39
第94条	(定期券の改札及び引渡し)	39
第95条	(削除)	39
第96条	(団体券又は貸切券の改札及び引渡し)	39
第97条	(特殊割引券の改札及び引渡し)	39
第7章	乗車変更及び特殊な取扱い.....	40
第1節	通 則.....	40

第98条	(乗車変更等の取扱い箇所)	40
第99条	(払戻請求権行使の期限)	40
第100条	(乗車変更をした乗車券についてさらに運賃の収受又は払戻しをする場合)	40
第2節 乗車変更の取扱い		41
第1款 通 則		41
第101条	(乗車変更の種類)	41
第2款 乗 越 し		42
第102条	(乗越し)	42
第3款 団体券の行程変更		43
第103条	(団体券の行程変更)	43
第3節 特殊取扱い		44
第1款 通 則		44
第104条	(運賃の払戻しに伴う割引証等の返還)	44
第105条	(乗車変更等の手数料の払戻し)	44
第2款 無 札		45
第106条	(駅間での無札旅客等の取扱い)	45
第107条	(無札旅客に対する運賃及び増運賃の収受)	45
第108条	(定期券不正使用旅客に対する運賃及び増運賃の収受)	46
第109条	(無札旅客の乗車駅不明の場合)	48
第3款 紛 失		49
第110条	(乗車券紛失の場合の取扱い)	49
第111条	(再収受した運賃の払戻し)	49
第4款 払戻し及び通用期間の延長		50
第112条	(旅行開始前の運賃の払戻し)	50
第113条	(使用開始前の定期運賃及び回数運賃の払戻し)	50
第114条	(使用開始後の回数運賃の払戻し)	50

第 1 1 5 条	(使用開始後の定期運賃の払戻し)	50
第 1 1 6 条	(使用開始後 7 日以内の定期運賃の払戻し)	51
第 1 1 7 条	(定期運賃の払戻し特例)	51
第 1 1 8 条	(旅行中止による運賃の払戻し)	52
第 1 1 9 条	(傷病等の場合の証明)	52
第 1 2 0 条	(最終列車に乗り遅れた場合の通用期間の延長)	52
第 5 款 運行不能		53
第 1 2 1 条	(列車の運行不能の場合の取扱い)	53
第 1 2 2 条	(運行不能のため旅行を中止した場合の運賃の払戻し)	53
第 1 2 3 条	(運行不能の場合における無賃送還とこれに伴う運賃の払戻し) ..	53
第 1 2 4 条	(運行不能区間を任意に旅行した場合の払戻し)	54
第 1 2 5 条	(運行休止の場合の運賃の払戻し)	54
第 6 款 誤乗及び誤購入		55
第 1 2 6 条	(誤乗区間の無賃送還)	55
第 1 2 7 条	(乗車券の誤購入又は誤発売の場合の取扱い)	55
別表第 1 号.....		56
別表第 2 号.....		56
別表第 3 号.....		57
別表第 4 号.....		59
別表第 5 号.....		60

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規則は、大阪モノレール株式会社（以下「社」という。）の旅客の運送並びに、これに付帯する業務（以下「旅客の運送等」という。）について合理的な取扱方を定め、もって利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（変 更）

第2条 社が定める規則は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとする。

2 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の内容と適用開始日を、駅、その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

（適用範囲）

第3条 社が経営する軌道による旅客の運送等については、別に社が公示する場合を除いて、この規則を適用する。

2 他社との連絡旅客の運送については、他社との連絡運輸協定による。

（用語の意義）

第4条 この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）「駅」とは、旅客の乗降を行うために使用される場所をいう。
- （2）「キロ」又は「キロ程」とは、別表第1号に掲げる営業キロ程をいう。
- （3）「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- （4）「危険品」とは、別表第5号に掲げる物品をいう。

（運賃前払いの原則）

第5条 旅客が運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって、所定の運賃を前払いするものとする。

ただし、社において特に認めた場合は、後払いとすることができる。

(契約の成立時期及び適用範囲)

第6条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意思表示があつた場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約が成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定による。

(旅客の運送等の制限又は停止)

第7条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) 乗車券の発売駅 発売枚数 発売時間 発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間 乗車方法 入場方法又は乗車する列車等の制限
- (3) 手回り品の長さ 容積 重量 個数 品目 持込区間又は持込み列車等の制限

- 2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

(運行不能の場合の取扱い)

第8条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。

ただし、社が連絡の措置をし、その旨を関係駅に掲示したときは、不通区間は開通したものとみなして旅客の取扱いをする。

(キロ程)

第9条 旅客の運送条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

(期間の計算方)

第10条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず1日として計算する。

- 2 期間を計算する場合は、24時を経過しても最終列車の営業を終了する時分まで（終夜運転の場合は翌朝5時まで）を当日とみなす。
- 3 期間の計算を行う場合、期間の始期又は終期は次の例による。

(例)

- (1) 日単位の場合

3日から4日間とは、3日から6日まで

- (2) 旬単位の場合

イ 6月7日から1旬とは、6月16日まで

- ロ 2月21日から1旬とは、2月28日（平年の場合）又は2月29日（閏年の場合）まで

（注）旬の期間を計算する場合は、通用期間の開始日に相当する日の前日を旬末とし、相当する日の前日に該当する日がないときは、月末を旬末とする。

（3）月単位の場合

- イ 11月1日（初日）から1か月間とは、11月30日（月の末日）まで

- ロ 4月15日から1カ月間とは、5月14日まで

- ハ 11月30日から3カ月間とは、2月28日（平年の場合）又は2月29日（閏年の場合）まで

（注）月の期間を計算する場合、最終の月に相当日がないときは、その月の末日が終期となる。

（乗車券等に対する証明）

第11条 社において、乗車券等旅客の運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の印章を押印する。

（旅客の提出する書類）

第12条 旅客の運送等の契約に関して、旅客が社に提出する書類はインキ又はボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものを除いては、これに証印を押印したものでなければならない。

2 旅客が前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に、相当の証印を押印するものとする。

（乗車券の購入及び所持）

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、これを所持しなければならない。

（車内持込禁止品）

第14条 旅客は、次の各号の一に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- （1）危険品（爆発質、引火し易いもの。）
- （2）刃物（適切に梱包されたものを除く。）
- （3）死体
- （4）動物（愛がん用小動物等で容器に入れたもの及び身体障害者補助犬を除く。）
- （5）不潔又は臭気等のため、他の旅客に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(6) 車内を汚損するおそれのあるもの

(7) その他係員が駅又は車内持込みに不相当と認めるもの

(注) 別表第 5 号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。但し、揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(車内持込手回り品の範囲)

第 15 条 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が 2.5 メートル以内で、その重量が 30 キログラム以内の物品を、手回り品として車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、1 辺の長さが最大 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号に該当しない場合は、車内に持ち込むことができない。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの又は折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの。

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの。

3 旅客が、自己の身の回り品として携帯する、かさ、つえ、ハンドバッグ、ショルダーバッグ等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、車内に持ち込むことができる。

4 旅客は、ベビーカーを車内に持ち込むことができる。また、次の各号の一に該当する犬を無料で車内に同伴することができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬並びに聴導犬）。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(3) 「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」（平成 30 年 11 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室）に則り、日本における指定法人等の認定を受けた補助犬。ただし、指定法人等が発行した表示を行い、旅客が海外補助犬使用者期間限定証明書を所持する場合に限る。

5 旅客は、車いす（電動式は 4 輪に限る）又は、ハンドル型電動車いすであつ

て、第1項に規定する長さ又は重量が制限を超えるときでも、その長さ及び高さが120センチメートル、幅が70センチメートル以下のものであるときは車内に持ち込むことができる。

(車内持込禁止品又は範囲外手回り品を持込んだ場合)

第16条 社は、旅客が[第14条](#)に規定する車内持込禁止品、又は[第15条](#)に規定する持込範囲を越える物品を車内に持込んだ場合は、旅客を最寄の駅に下車させることができる。

(車内持込手回り品の保管及び点検)

第17条 車内持込手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

- 2 手回り品が[第14条](#)又は[第15条](#)の規定に違反する疑いがあり、車内への持込み防止その他車内及び乗降場内の保安上の理由により、その旅客の立合いのうえ、容積、内容について点検することができる。
- 3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第2項及び第3項の規定により手回り品の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 5 前項の場合、旅客に対し、車内又は乗降場からの退去を求めることがある。

第2章 乗 車 券 の 発 売

第1節 通 則

(乗車券の種類)

第18条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券
(以下「普通券」という。)
 - (2) 定期乗車券
(以下「定期券」という。)
 - (3) 削除
 - (4) 団体乗車券 (以下「団体券」という。)
 - (5) 貸切乗車券 (以下「貸切券」という。)
 - (6) 特殊割引乗車券
(以下「特殊割引券」という。)
- 片道乗車券 (以下「片道券」という。)
 - 改札補充券
 - 通勤定期乗車券 (以下「通勤定期券」という。)
 - 通学定期乗車券 (以下「通学定期券」という。)
 - 身体障害者割引乗車券
(以下「身体障害者割引券」という。)
 - 知的障害者割引乗車券
(以下「知的障害者割引券」という。)
 - 精神障害者割引乗車券
(以下「精神障害者割引券」という。)
 - 被救護者割引乗車券
(以下「被救護者割引券」という。)
 - 臨時特殊割引乗車券
(以下「臨時特殊割引券」という。)

(乗車券の発売箇所)

第19条 乗車券は、駅において発売する。

ただし、定期券、団体券、改札補充券及び特殊割引券は、社の指定した駅において発売するものとする。

- 2** 前項に規定するほか、社が臨時に設置した臨時乗車券発売所又は乗車券の発売を委託した場所において発売することがある。

(乗車券の発売範囲)

第20条 乗車券は、発売駅から有効な乗車券に限って発売する。ただし、次の各号の場合は発売駅以外の駅から有効な乗車券を発売することができる。

- (1) 定期券を発売する場合
- (2) 団体券を発売する場合
- (3) 特殊割引券を発売する場合
- (4) 前条第2項の規定により乗車券を委託発売する場合

(乗車券の発売日)

第21条 乗車券は、別に定める場合を除き、発売当日から通用となるものを発売する。

2 前項の規定にかかわらず、普通券、定期券、団体券・貸切券の発売日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 普通券
特に必要と認めるときは、通用開始日の21日前から有効期限を記載した普通券を発売することができる。
- (2) 定期券
新規・継続発売とも通用開始日の14日前から発売することができる。
- (3) 団体券・貸切券
団体券又は貸切券は通用開始日の21日前から発売することができる。

(乗車券の発売時間)

第22条 駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の乗車に必要な時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期券については、その発売時間を別に定めることができる。

(割引乗車券等の不正使用の場合の発売停止)

第23条 運賃割引証によって購入した割引乗車券、運賃割引証又は通学定期券もしくは通学証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外のものに使用させたときは、使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することができる。

(運賃割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

第24条 運賃割引証は、次の各号一に該当する場合は無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき

- (2) 表示事項を塗消しその他改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は使用することができない。

- (1) 発行者が、記入しなければならない事項を記入していないもの及び発行者又は使用者が、必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの

第2節 普通券の発売

（普通券の発売）

第25条 普通券は、次の各号によって発売する。

（1）片道券

旅客が、普通運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。

第3節 定期券の発売

(通勤定期券の発売)

第26条 常時、区間を同じくして乗車する旅客が、定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、通勤定期券を発売する。

2 定期券購入申込書の様式は、社が定める。

(通学定期券の発売)

第27条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が通学するため、常時、区間を同じくして乗車する場合で次の各号の一に該当する場合は、旅客の居住地最寄駅と在籍指定学校最寄駅との相互間について、通学定期券を発売する。

(1) 各年度の最初に購入の場合は、次のいずれかによる。

イ 在籍する指定学校の代表者が必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき。

ロ 通学定期券購入申込書に必要事項を記入し、かつ、通学定期券購入兼用学生証明書を呈示したとき。

(2) 年度内において、引き続き購入の場合は、通学定期券購入申込書に必要事項を記入して、もとの通学定期券とともに提出したとき。

(注) 指定学校とは、次の各号の一に該当する学校をいう。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校

(通信教育部は、社の指定を受けた学校に限る)

(2) 前号以外の国公立の学校で、社の指定した学校

(3) 学校教育法第124及び第134条に規定する私立学校で、社の指定した学校

2 前項に規定するもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定による保育所で社の指定を受けた保育所の児童及び同法第39条の2の規定による幼保連携型認定こども園の児童が、通学のため、常時、区間を同じくして乗車する場合は、前項の規定による指定学校の幼児に準じて、通学定期券を発売する。

3 指定学校の学生又は生徒が実習のため、実習場等まで通う場合で、社が必要と認めるときは、第1項第1号のイの規定に準じて、通学定期券を発売する。

4 通学定期券の発券と引き換えに回収する通学証明書の有効期間は、発行の日から1カ月間とする。

5 通学証明書を兼ねる定期券購入申込書の様式は、社が定める。

第4節 削除

(削除)

第28条 削除

第5節 団体券の発売

(団体券の発売)

第29条 一団となった旅客の全員が、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号の一に該当し、かつ、社が団体としての運送の引受けをしたものに対しては、団体券を発売する。

(1) 学校団体

イ 次の1に該当する学校等の学生・生徒・児童等とその付添人及び当該学校等の教職員（嘱託している医及び看護師を含む。以下同じ。）によって構成された25人以上の団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。

ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人未満のときであっても規則[第53条](#)の割引率を適用してこの取扱いをする。

(イ) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

(ロ) 児童福祉法第39条に規定する保育所の幼児及び同法第39条の2の規定による幼保連携型認定こども園の幼児

ロ イの付添人は次のものに限る。

(イ) 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の幼児又は小学校第3学年以下の児童1人につき大人の付添人1人

(ロ) 障害又は虚弱のため社において付添を必要と認める旅客1人につき大人の付添人1人

(2) 普通団体

前号以外の旅客により構成された25人以上の団体で、責任ある代表者が引率するもの

2 第1項第1号の規定は、次の各号の条件を満たす場合、25人未満の児童・生徒の団体についても特例として取扱う。

(1) 1学年の在籍人員が25人未満の小学校、中学校及び高等学校（指定学校となっている外国人学校で日本の小学校、中学校及び高等学校に相当する学校を含む。）であって、原則として1学年全員が正規の学校教育活動として参加する場合に限る。

ただし、1学年の在籍人員が25人以上であっても、やむをえない事由（傷病等）により、参加する児童・生徒の人数が25人未満となる場合には、同様の取扱いをすることができる。

(2) 「盲学校・聾学校・養護学校」及び「小学校・中学校・高等学校に設置された同様の教育を行う学級」については、構成人員が25人未満であっても、正規の

学校教育活動として利用する場合で、社の承認を受けた場合。

(団体旅客運送の申込み)

第30条 前条の規定により団体券を購入しようとする者は、あらかじめ、その人員等、運送計画に必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出、またはインターネット予約をして、社の承認を受けなければならない。

2 団体旅客運送申込書の様式は、社が定める。

3 インターネット予約の利用方法その他必要な事項は、別途定める。

4 第1項の規定による場合の申込者は、次のとおりとする。

(1) 学校団体

教育長又は学校長（保育所又は青年学級の代表者を含む。以下この号において同じ。）ただし、数校連合の場合で学校長が申込みときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示する。

(2) 普通団体

代表者又は旅行あつ旋業者

(団体旅客運送の引受け)

第31条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合で、社において運輸上支障がないと認めたときは、当該団体旅客運送の引受けをする。

(団体旅客申込人員等の変更)

第32条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、社において運輸上支障がないと認めた場合に限り、発行駅においてこれを行う。

(一部区間不乗の団体券の発売)

第33条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、社が特に承諾した場合は、その区間を通した団体券を発売することができる。

第6節 貸切券の発売

(貸切券の発売)

第34条 旅客があらかじめ輸送計画に必要な事項を申し出て、社の承認を受けた場合は貸切券を発売する。

第7節 特殊割引券の発売

(身体障害者割引券の発売)

第35条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者（以下「身体障害者」という。）が介護者1人と旅行する場合に限り、割引乗車券を発売する。

2 割引乗車券の発売については、身体障害者運賃割引規程の定めるところによる。

(知的障害者割引券の発売)

第36条 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている知的障害者（以下「知的障害者」という。）が介護者1人と旅行する場合に限り、割引乗車券を発売する。

2 割引乗車券の発売については、知的障害者運賃割引規程の定めるところによる。

(精神障害者割引券の発売)

第36条の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障害者（以下「精神障害者」という。）が介護者1人と旅行する場合に限り、割引乗車券を発売する。

2 割引普通券の発売については、精神障害者運賃割引規程の定めるところによる。

(被救護者割引券の発売)

第37条 指定救護施設に保護又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で被救護者運賃割引証を提出したときは、その運賃割引証1枚について1人1回に限り割引普通券を発売する。

2 割引普通券の発売については、被救護者運賃割引規程の定めるところによる。

(削除)

第38条 削除

(削除)

第39条 削除

(臨時特殊割引券の発売)

第40条 社が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証票等を特定し、又は季節により旅行目的地を特定して割引乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって割引乗車券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅 発売区間 発売期間等を、その都度関係の駅に掲示する。

第3章 運賃 料金

第1節 通 則

(運賃の種類)

第41条 運賃の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通運賃 片道普通運賃
- (2) 定期運賃
 - 通勤定期運賃
 - 通学定期運賃
- (3) 回数運賃 普通回数運賃
- (4) 団体運賃
- (5) 貸切運賃
- (6) 特殊割引運賃

(運賃計算の原則)

第42条 運賃は、旅客の実際乗車する発着順序により計算する。

(運賃の計算上のキロ程)

第43条 運賃を計算する場合の1キロメートル未満の端数は、1キロメートルに切上げる。

- 2 運賃を計算する場合に使用するキロ程は、線路が同一方向に連続する限り通算する。ただし、旅客の乗車経路が折返しとなるときは折返しとなる駅において、打切って計算する。

(旅客の区分及びその運賃)

第44条 運賃は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより収受する。

- 大 人……………12才以上の者
- 小 児……………6才以上12才未満の者
- 幼 児……………1才以上6才未満の者
- 乳 児……………1才未満の者

- 2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の一に該当する場合は、これを小児とみなして運賃を収受する。

- (1) 幼児が、幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く）に、2人をこえて随伴されて旅行するとき。

ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が、団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

3 前項の場合のほか、幼児又は乳児に対しては運賃を収受しない。

(小児の運賃)

第45条 小児の片道普通運賃・定期運賃は、大人の片道普通運賃 定期運賃をそれぞれ折半して、10 円未満の端数を切上げ 10 円単位（以下これを「端数計算」という。）とした額とする。

(割引運賃)

第46条 割引の運賃は、[第52条](#)に定める団体運賃及び別に定める場合を除き、大人又は小児の無割引の運賃から割引額を差引いて、端数計算した額とする。

(運賃割引の重複適用の禁止)

第47条 旅客は、運賃について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について、重複して運賃の割引を請求することができない。

第2節 普通運賃

(大人片道普通運賃)

第48条 大人片道普通運賃は、別表第2号のとおりとする。

(削除)

第49条 削除

第3節 定期運賃

(大人定期運賃)

第50条 大人定期運賃は、別表第3号のとおりとする。

2 大人定期運賃日割額は、別表第4号のとおりとする。

第4節 回数運賃

(回数運賃)

第51条 回数運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人の回数運賃

普通回数運賃

11 回券とし、その区間の大人片道普通運賃を 10 倍した額とする。

(2) 小児の回数運賃

普通回数運賃

11 回券とし、その区間の小児片道普通運賃を 10 倍した額とする。

第5節 団体運賃

(団体運賃)

第52条 [第29条](#)の規定によって団体券を発売する場合の団体運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体運賃は、その全行程に対する1人当り大人普通運賃から割引額を差引いた額に、団体運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (2) 小児の団体運賃は、その全行程に対する1人当り小児普通運賃から割引額を差引いた額に、団体運賃の収受人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児が混乗する場合の団体運賃は、大人・小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

2 前項によって計算した場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを端数計算した額とする。

(団体運賃の割引率)

第53条 団体運賃の割引率は、次のとおりとする。

- (1) 中学校団体（義務教育学校の後期課程を含む）
普通運賃の3割引
- (2) その他の学校団体
普通運賃の2割引
- (3) 普通団体
普通運賃の1割引

(一部区間不乗の団体運賃の計算)

第54条 旅客が一部不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間及び不乗区間のキロ程を通算する。

第6節 貸切運賃

(貸切運賃)

第55条 列車を貸し切りとする場合は、120人分（4両編成）の大人普通運賃を収受する。

2 貸切旅客の実際乗車人員が、120人をこえるときは、実際乗車人員に相当する大人普通運賃を収受する。

(貸切運賃の最低額)

第56条 前条の規定による場合の貸切運賃の最低額は、全貸切区間の運賃が4区分の運賃に満たないときであっても、前条の規定によって計算した4区分の運賃とする。

(一部区間不乗の貸切運賃の計算)

第57条 [第54条](#)の規定は、貸切運賃を計算する場合に準用する。

第7節 特殊割引運賃

(身体障害者割引運賃)

第58条 [第35条](#)の規定により身体障害者及び介護者に対する割引運賃は、普通運賃、定期運賃及び普通回数運賃の5割引とする。

(知的障害者割引運賃)

第59条 [第36条](#)の規定により知的障害者及び介護者に対する割引運賃は、普通運賃、定期運賃及び普通回数運賃の5割引とする。

(精神障害者割引運賃)

第59条の2 [第36条の2](#)の規定により精神障害者及び介護者に対する割引運賃は、普通運賃、定期運賃及び普通回数運賃の5割引とする。

(被救護者割引運賃)

第60条 [第37条](#)の規定により被救護者及び付添人に対する割引運賃は、普通運賃の5割引とする。

(削除)

第61条 削除

(削除)

第62条 削除

(臨時特殊割引運賃)

第63条 [第40条](#)の規定により割引乗車券を発売する場合の普通運賃の割引率は、その都度定める。

第8節 料 金

(貸切車両の留置料金)

第64条 貸切車両を旅客の都合によって、同一駅に6時間をこえて留置させる場合は、その超過時間について、次の留置料金を収受する。

車両1両につき2時間までごとに1,980円

(貸切取消の場合の回送料)

第65条 車両を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合によって、その申込を取り消した場合は、その回送区間及び返送区間の全キロ程について、次の車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。

車両1両1キロメートルにつき240円

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

(乗車券の使用条件)

第66条 乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1 券片をもって1 人が1 回限り、その券面表示事項に従って使用することができる。定期券については、その使用回数を制限しない。

(効力の特例)

第67条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、第66条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券を、小児が使用する場合。ただし、この場合、運賃の差額については払戻しの請求をすることはできない。
- (2) 小児用の乗車券を使用する旅客の年齢が、その乗車券の通用期間中に12 才に達した場合。
- (3) 乗車駅を限定した割引乗車券を除き、乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車する場合。ただし、不乗区間の乗車の請求及び運賃の払戻しの請求をすることができない。

(券面表示事項等が不明となった乗車券)

第68条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（委託業者が発行した乗車券にあつてはその発行所）に差出して書換えを請求することができる。ただし、発売駅を限定した乗車券は、原則として発行駅において取扱う。
- 3 前項の規定により旅客から書換えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引換えに再交付をするか、又は書換えの取扱いをする。

(途中下車)

第69条 旅客は、旅行開始後、次の各号の乗車券及び駅に限って、途中下車することができる。

- (1) 定期券は、券面に表示された発着区間内の任意の駅
- (2) 団体券及び貸切券は、社が承認した駅

(注) 途中下車とは、旅行開始後、途中の駅において下車して出場した後、再び列車

に乗継いで旅行することをいう。

(途中下車後の不乗区間に対する取扱い)

第70条 旅客は、前条の規定により乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅で下車した後に、前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車及び運賃の払戻しの請求をすることができない。

(通用期間の起算日)

第71条 乗車券の通用期間は、通用開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

(乗車券不正使用未遂の場合の取扱い)

第72条 旅客が、当該乗車について効力のない乗車券を使用しようとした場合は、これを無効とし回収する。ただし、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでない。

第2節 乗車券の効力

(通用期間)

第73条 乗車券の通用期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通券

片道券：1日とする。

(2) 定期券

1カ月・3カ月又は6カ月とする。

(3) 削除

(4) 団体券

その都度定める。

(5) 貸切券

その都度定める。

(6) 特殊割引券

身体障害者割引普通回数券、知的障害者割引普通回数券、精神障害者割引普通回数券は、発売日の属する月の翌月から起算して第3月の末日までとする。その他の特殊割引乗車券は前各号に準ずるものとする。

(身体障害者割引普通回数券、知的障害者割引普通回数券、精神障害者割引普通回数券を以下「回数券」という。)

(改氏名の場合の定期券の書替え)

第74条 定期券の使用人は、氏名を改めた場合は、それを証明する書類を添え、定期券を発行駅に差出して、その氏名の書替えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第75条 乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

(1) 旅客が途中下車できない乗車券で途中下車したとき。

(2) 旅客が車内持込禁止品 範囲外手回り品を持込んだ場合で、規則[第16条](#)の取扱いを受けたとき。

(3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第41条の規定によって途中で下車させられたとき又は同法第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期券以外の乗車券が無効となる場合)

第76条 定期券以外の乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 運賃割引証と引換えに購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
 - (3) [第24条](#)第1項の規定により無効となる運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
 - (4) 資格を偽って発行された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
 - (5) 券面表示事項又は裏面の磁気情報を、塗消しその他改変して使用したとき。
 - (6) 区間の連続していない2枚以上の普通券もしくは回数券又は普通券と回数券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
 - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
 - (9) 通用期間を経過した乗車券を使用したとき。
 - (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、[第67条](#)に規定する小児用乗車券の効力の特例の場合を除く。
 - (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2** 前項の規定は、偽造した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期券が無効となる場合)

第77条 定期券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき。
- (3) 使用資格 氏名 年令 区間又は通学の事実を偽って購入した定期券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項又は裏面の磁気情報を塗消しその他改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
- (6) 定期券の区間と連続していない普通券又は回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき。
- (7) 通学定期券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 通用期間開始前の定期券をその期間開始前に使用したとき。

- (9) 通用期間満了後の定期券をその期間満了後に使用したとき。
 - (10) 通学定期券を使用する旅客が、第78条の規定による証明書を携帯していないとき。
 - (11) 係員の承諾を得ないで、定期券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (12) その他定期券を不正乗車の手段として使用したとき。
- 2** 前項の規定は、偽造した定期券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期券の効力)

第78条 通学定期券は、その通学する指定学校の代表者の発行した学生証明書を携帯する場合に限って有効とする。

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

(乗車券の表示事項)

第79条 乗車券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 運賃
- (2) 通用区間
- (3) 通用期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

2 前項の規定にかかわらず、臨時に発売する乗車券及びその他の特殊な乗車券は、表示事項の一部を省略又は追加することがある。

(この章に規定する乗車券の様式)

第80条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であって、それぞれの乗車券は、不足する事項については、発売の際に印章を押し、又は記入することによって補うものとする。

2 乗車券の様式は、必要によって、表示事項の配列の一部を変更することがある。

(小児用等の記号の表示)

第81条 乗車券の様式について補う記号は、影文字等をもって表示し、次の各号による。

- (1) 小児用の乗車券 「小」
- (2) 通学用定期券 「学」

(乗車券に押す印章)

第82条 乗車券に押す印章は、社が定める。

(地模様の印刷)

第83条 この章に規定する乗車券には、表面に社が定めた地模様を印刷する。

2 自動改札機用の乗車券については、前項の地模様を省略することがある。

(乗車券の駅名等の表示方)

第84条 乗車券の駅名及び運賃の表示方は、次の各号による。

- (1) 発駅名及び着駅名は、運賃の計算方法に従って表示する。ただし、定期券及び

団体券にあつては、旅客が実際に発着する駅名を表示する。

(2) 着駅名を「何円区間」の例により、運賃で表示することがある。

第2節 普通券の様式

(普通券の様式)

第85条 次の各号の普通券は、社が定めた様式とし、乗車区間相当の表示をする。

- (1) 普通券
- (2) 予備普通券
- (3) 改札補充券

第3節 定期券の様式

(定期券の様式)

第86条 定期券の様式は、社が定める。

第4節 削除

(削除)

第87条 削除

第5節 団体券及び貸切券の様式

(団体券の様式)

第88条 団体券の様式は、社が定める。

(貸切券の様式)

第89条 貸切券の様式は、社が定める。

第6節 特殊割引券の様式

(特殊割引券の様式)

第90条 特殊割引券の様式は、社が定める。

第6章 乗車券の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券の改札)

第91条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする旅客は、所定の乗車券を所持して係員(自動改札機を含む。以下同じ。)による改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券を呈示しなければならない。当該乗車券の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

(乗車券の引渡し)

第92条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合又はその乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に引渡さなければならない。

第2節 乗車券の改札及び引渡し

(普通券の改札及び引渡し)

第93条 普通券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、乗車券を係員に呈示して改札を受けなければならない。

2 旅行を終了した際には、乗車券を係員に引渡さなければならない。

(定期券の改札及び引渡し)

第94条 定期券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、乗車券を係員に呈示して改札を受けなければならない。

2 乗車券の通用期間が満了した際には、直ちに乗車券を、係員に引渡さなければならない。

(削除)

第95条 削除

(団体券又は貸切券の改札及び引渡し)

第96条 団体券及び貸切券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、乗車券を係員に呈示して押印を受けなければならない。

2 団体の引率者は、全行程の旅行を終了した際に、所持する乗車券を係員に引渡さなければならない。

(特殊割引券の改札及び引渡し)

第97条 特殊割引券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、乗車券を係員に呈示して改札を受けなければならない。

2 旅行を終了した際及び通用期間が満了した際には乗車券を係員に引渡さなければならない。

第7章 乗車変更及び特殊な取扱い

第1節 通 則

(乗車変更等の取扱い箇所)

第98条 団体券及び定期券の変更又は運賃の払戻しは、発行駅において取扱う。

(払戻請求権行使の期限)

第99条 旅客は、運賃について払戻しの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券が発行の日の翌日から起算して1カ年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をした乗車券についてさらに運賃の収受又は払戻しをする場合)

第100条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、さらに運賃の収受又は払戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を当初から購入しているものとみなして、収受又は払戻しの計算をする。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通 則

(乗車変更の種類)

第101条 旅客が、所持する乗車券に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に、社が取扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 乗越し
- (2) 団体券の行程変更

第2款 乗 越 し

(乗越し)

第102条 旅客は、あらかじめ係員の承諾を受け、所持する乗車券に表示された区間をこえた駅に変更すること（以下「乗越し」という。）ができる。

2 乗越しの取扱いをする場合は、次の運賃を追収受する。

- (1) もとの乗車券が普通券であるときは、もとの乗車券区間に対する普通運賃と、発駅から乗越着駅までの区間に対する普通運賃との差額。
- (2) もとの乗車券が割引普通券であるときは、前号中「普通運賃」とあるのを「割引普通運賃」と読替えて、前号により計算した額。
- (3) もとの乗車券が身体障害者割引普通回数券、知的障害者割引普通回数券、精神障害者割引普通回数券であるときは、もとの乗車券区間に対する割引普通運賃と発駅から乗越着駅までの区間に対する割引普通運賃との差額。
- (4) もとの乗車券が定期券であるときは、乗越区間に対する普通運賃。
- (5) 前各号の取扱いは、無手数料とする。

第3款 団体券の行程変更

(団体券の行程変更)

第103条 団体旅客は、使用開始後にあらかじめ係員の承諾を受け、1回に限って行程変更をすることができる。ただし、団体旅客の全員が変更する場合で、運輸上支障がない場合に限って取扱う。

- 2 前項の取扱いをする場合は、1口の団体ごとに手数料 220 円を収受し、もとの乗車区間に対する普通運賃と、実際の乗車区間に対する普通運賃とを比較し、不足額がある場合は、これに変更取扱人員を掛けた額を収受する。過剰額がある場合は、払戻ししない。

第3節 特殊取扱い

第1款 通 則

(運賃の払戻しに伴う割引証等の返還)

第104条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について払戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

(乗車変更等の手数料の払戻し)

第105条 旅客は、社が乗車変更等の際に収受した手数料の払戻しを請求することができない。

第2款 無 札

(駅間での無札旅客等の取扱い)

第106条 乗車券の紛失、無札又は不正使用を車内で発見した場合、次の各号の一に該当するときは、当該旅客を適宜の駅に下車させることができる。

- (1) その処理が車内において困難であるとき。
- (2) 係員の請求する運賃及び増運賃の支払いをしないとき。

(無札旅客に対する運賃及び増運賃の収受)

第107条 旅客が次の各号に該当する場合は、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とを併せて収受する。

号	区 分		運賃計算 区 間	乗車回数	摘 要
(1)	係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき		乗車区間	片 道	
(2)	押印を必要とする乗車券に入鋏又は押印を受けないで乗車したとき				旅客に悪意がなく証明できる場合は除く
(3)	無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき				無効となる乗車券とは 第76条 又は 第77条 に規定されたものをいう
(4)	乗車券改札の際に呈示を拒み又は取集めの際に引渡しをしないとき				
(5)	区間の連続していない乗車券を使用したとき	2枚以上の普通券又は普通券と回数券の場合	券面区間と券面区間外とをあわせた全区間	片 道	
		2枚以上の回数券の場合		回数券の使用回数の少ない方の使用済み回数	

号	区 分		運賃計算 区 間	乗車回数	摘 要
(6)	団体旅客が 券面表示事 項に違反し て乗車した とき	券面表示人員以 外の違反の場合	乗車区間	片 道	全乗車人員につ いて計算した額 を、団体申込者 から収受する
		人員を超過して 乗車し、又は小 児の人員として 大人を乗車させ た場合			超過人員又は違 反した大人人員 に対して計算し た額を団体申込 者から収受する

(定期券不正使用旅客に対する運賃及び増運賃の収受)

第108条 第77条の規定により無効となる定期券（偽造の定期券を含む。）を回収した場合は、当該旅客から次の各号による普通運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

号	区 分	運賃計算 区 間	乗車回数	摘 要
(1)	定期券をその記名人以外の者が使用したとき	券面区間	定期券の 効力が発 生した日 から発見 当日まで 毎日1往 復	
(2)	券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき			
(3)	使用資格 氏名 年令 区間又は通学の事実を偽って購入した定期券を使用したとき			
(4)	券面表示事項又は裏面の磁気情報を塗消しその他改変して使用したとき			
(5)	区間の連続していない2枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき	券面区間と券面区間外とをあわせた全区間		効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日から発見当日まで毎日1往復ずつ乗車したものとする

号	区 分	運賃計算 区 間	乗車回数	摘 要
(6)	定期券の区間と連続していない普通券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき	乗車区間	片 道	
(7)	定期券の区間と連続していない回数券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を無札で乗車したとき	券面区間と券面区間外とをあわせた全区間	回数券の使用回数1回ごとに1往復	
(8)	通学定期券を使用する旅客がその使用資格を失った後に使用したとき	券面区間	使用資格を失った日から発見当日まで毎日1往復	
(9)	通用期間開始前の定期券をその期間開始前に使用したとき		発売日より発見当日まで毎日1往復	
(10)	通用期間満了後の定期券をその期間満了後に使用したとき		通用期間満了日の翌日から発見当日まで毎日1往復	
(11)	通学定期券を使用する旅客が第78条の規定による証明書を携帯していないとき	乗車区間	片 道	
(12)	係員の承諾を得ないで、定期券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき			
(13)	その他定期券を不正乗車の手段として使用したとき			

(無札旅客の乗車駅不明の場合)

第109条 [第107条](#)の無札旅客について、その乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

第3款 紛 失

(乗車券紛失の場合の取扱い)

第110条 旅客が、旅行開始後、乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については[第107条](#)及び[第109条](#)の規定により無札旅客として乗車駅不明の取扱いによる普通運賃及び増運賃を、前途の乗車区間については、普通運賃を収受する。

ただし、係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通運賃を収受して、増運賃は収受しない。

2 前項の場合、旅客は、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期券を使用する旅客はこの限りでない。

3 第1項ただし書き及び前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券（定期券を除く。）を紛失した場合に準用する。

4 紛失した乗車券が団体券で、係員がその事実を認定できるときは、発行駅において220円の手数料を収受して相当の団体券の再交付をすることができる。

(再収受した運賃の払戻し)

第111条 前条の規定によって普通運賃及び増運賃を支払った旅客が、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とを最寄駅に差出して、発見した乗車券1枚につき手数料200円を支払い、その運賃について払戻しの請求をすることができる。ただし、普通運賃及び増運賃を支払った日の翌日から起算して1カ年を経過したときは、これを請求することができない。

第4款 払戻し及び通用期間の延長

(旅行開始前の運賃の払戻し)

第112条 乗車券（定期券及び回数券を除く。）を所持する旅客は、改札を受ける前で、かつ、通用期間内であるときに限って、その乗車券の発行駅に差出して既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。この場合旅客は、手数料として普通券にあっては1枚につき200円を、団体券又は貸切券にあっては1枚につき220円を支払うものとする。ただし、不要となった理由が列車の運行不能の場合は、手数料を必要としない。

2 前項の規定により払戻しをする乗車券が、往復乗車を発売条件とした割引普通券であって、往片等その一部を使用している場合の払戻し額は、既に収受した往復運賃から、既に使用した券片に対する無割引の普通運賃と手数料200円を差引いた残額とする。

(使用開始前の定期運賃及び回数運賃の払戻し)

第113条 旅客は、通用期間開始前の定期券を、定期券発売所に差出して、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。また、使用開始前で通用期間内の回数券を発行駅に差出して、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。

2 定期券について、前項の払戻しを請求する場合、社が定める「定期券・ICOCA 払戻/各種変更申請書」を提出するほか、公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明しなければならない。

3 第1項の規定により払戻しする場合、旅客は、手数料として、定期券、回数券1枚につき220円を支払う。

(使用開始後の回数運賃の払戻し)

第114条 旅客は、回数券を一部使用後、通用期間内の残券片について、回数運賃の払戻しを請求することができる。ただし、1回につき手数料として220円を支払う。

2 前項の取扱いによる払戻額の計算は次のとおりとする。

$$\begin{aligned} & \text{既に収受した割引回数運賃} - \{(\text{使用済回数} \times \text{同区間割引普通運賃}) + \text{手数料}\} \\ & = \text{払戻額} \end{aligned}$$

(使用開始後の定期運賃の払戻し)

第115条 旅客は、定期券が通用期間内であるときに限って、その定期券を定期券発売所に差出して既に支払った定期運賃から、使用経過月数に相当する定期運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として220円を支払う。

- 2 前項の払戻しを請求する場合は、[第113条](#)第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の計算については、払戻し請求の当日は経過日数に算入し、1カ月未満の経過日数は1カ月として計算する。
- 4 第1項の定期券の経過月数に相当する定期運賃は、次の各号によって計算する。
 - (1) 使用経過月数が1カ月又は3カ月のときは、各その月数に相当する定期運賃
 - (2) 使用経過月数が2カ月のときは、1カ月に相当する定期運賃の2倍の額
 - (3) 使用経過月数が4カ月のときは、3カ月と1カ月に相当する定期運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が5カ月のときは、3カ月と1カ月の2倍に相当する定期運賃の合算額
- 5 本条の規定による払戻しを「月割払戻」という。

(使用開始後7日以内の定期運賃の払戻し)

第116条 定期券を所持する旅客が、使用開始後、7日以内に不要となり、その定期券を定期券発売所に差出した場合は、手数料 220 円を収受して、旅客から既に収受した定期運賃から、定期券の区間を普通運賃によって1日1往復ずつ乗車したものと計算した額を差引いた残額を払戻しする。

- 2 前項の払戻しを請求する場合は、[第113条](#)第2項の規定を準用する。
- 3 本条の規定により払戻額を算出する方法を「普通払戻」という。

(定期運賃の払戻し特例)

第117条 旅客から定期券払戻しの請求があり、次の各号の取扱いによる場合は、既に収受した定期運賃から、[第50条](#)第2項に規定する定期運賃日割額を10倍した額にもとの定期券の通用開始日から申し出のあった日を含んだ経過旬数（1旬未満の端数は1旬とする）を乗じた額と、手数料 220 円を加えた額を差し引いた残額を払戻しすることができる。

(注) 経過日数が7日以内の場合、[第116条](#)第1項と比較し、払戻額が大となる方の取扱いをする

- (1) 定期券の種類又は区間変更の申し出により、定期券発売所において、新たな定期券を発売するとともに、もとの定期券の払戻しを請求する場合

(注) 通学定期券の区間変更による発売は、通学証明書でその内容が証明できる場合に限る

- (2) 旅客が定期券を紛失し、再購入後、紛失定期券の発見その他の理由により重複購入となったため、新たに購入した定期券の払戻しを請求する場合
- (3) 旅客が死亡により、引取り人が定期券を差し出し、死亡を証明する書類又はその写しを呈示した場合

- 2 前項の払戻しを請求する場合は、[第113条](#)第2項の規定を準用する。

3 本条の規定により払戻額を算出する方法を「旬割払戻」という。

(旅行中止による運賃の払戻し)

第118条 普通券を所持する旅客は、旅行開始後、次の各号の一に該当する場合であって、かつ、所持する乗車券が通用期間内であるときは、既に支払った運賃から既に乗車した区間の普通運賃を差引いた残額の払戻しを、旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払戻しを受ける旅客は、手数料として 200 円を支払う。

- (1) 傷病によって、旅行を中止したとき。
- (2) 司法権の発動、又は国会から喚問その他これに類する行政権によって旅行を中止したとき。

(傷病等の場合の証明)

第119条 旅客は、前条の規定により運賃の払戻しを請求する場合は、原因が外傷等で一見して事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等証明できるものを呈示しなければならない。

(最終列車に乗り遅れた場合の通用期間の延長)

第120条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、直ちに乗車券を係員に呈示して通用期間の延長を請求することができる。この場合は、翌日まで通用期間を延長する。

第5款 運行不能

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第121条 旅客は、旅行開始後、列車が運行不能(2時間以上遅延する場合を含む。以下同じ。)になった場合、次の各号の取扱いを請求することができる。

- (1) 第122条の規定による運賃の払戻し。
- (2) 第123条の規定による無賃送還の取扱いとそれに伴う運賃の払戻し。
- (3) 第124条の規定による任意に旅行した場合の払戻し。
- (4) 振替輸送による他経路乗車の取扱い。

(運行不能のため旅行を中止した場合の運賃の払戻し)

第122条 旅客(定期券、回数券を使用する旅客を除く。)が、運行不能のため旅行を中止した場合は、旅行を中止した駅において、既に支払った運賃から既に乗車した区間に対する普通運賃を差引いた残額の払戻しを請求することができる。この場合、乗車券が割引のものであるときは、普通運賃を割引運賃と読みかえて計算する。

2 旅客が発駅において運行不能のため旅行を中止した場合は、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。

(運行不能の場合における無賃送還とこれに伴う運賃の払戻し)

第123条 旅客(定期券を使用する旅客を除く。)の無賃送還の取扱いは、次の各号による。

- (1) 無賃送還は、事実が発生した際、使用していた乗車券の券片に表示された発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に出発する列車による。
- (3) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (4) 旅客が、第2号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号によって送還を終えた駅で運賃の払戻しをする。ただし、回数券を使用する旅客については、払戻しの取扱いをしない。

- (1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、収受運賃の全額を払戻しする。
- (2) 旅客の請求によって、乗車券面の途中駅まで送還したときは、もとの発駅から途中駅までの普通運賃を、収受運賃から差引いて、その残額を払戻しする。この場合、乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、割引運賃を差引いて計算する。

3 第1項の発駅まで無賃送還を行った場合、回数券を使用する旅客は、その券片を発駅に差出し有効証明を受けることにより次の乗車の際に、その券片を使用す

ることができる。

（運行不能区間を任意に旅行した場合の払戻し）

第124条 列車が運行不能となった場合、旅客（定期券又は回数券を使用する旅客を除く。）が、不通区間を任意に社線によらないで旅行し、乗車券の通用期間内に、前途の駅から乗継ぎをするときは、係員にそのことを申出て、乗車券に不乗証明を受け、旅行を終えた駅に差出し、不通区間に対する運賃の払戻しを請求することができる。

（運行休止の場合の運賃の払戻し）

第125条 定期券又は回数券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、引続き5日以上乗車券を使用できなくなった場合、乗車券を駅に差出して、相当日数の通用期間の延長を請求し、又は次の各号に定める金額の払戻しを請求することができる。但し、定期券にあっては有効期間の満了日（継続発売の場合はその発売日）以降に取り扱う。

- （1）定期券については、使用しない区間（2区間以上ある場合は、これらの区間のキロ程を通算する。）のものの定期券と同一の種類及び期間による定期運賃を通用日数（通用期間が1カ月のものは30日、3カ月のものは90日、6カ月のものは180日とする。）で割って（1円未満の端数は1円単位に切上げる。）休止日数を掛けた額を端数計算した額
- （2）回数券については、回数運賃に残余の回数を掛け、総回数で割って端数計算した額

第6款 誤乗及び誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第126条 旅客（定期券又は回数券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、最近の列車によって、誤乗区間について、運賃を収受せずに、無賃送還の取扱いをする。

2 旅客が、無賃送還中に、途中駅に下車するときは、既に収受した運賃と発駅から下車駅までの運賃とを比較して、不足額は収受し過剰額は払戻しをしない。

(乗車券の誤購入又は誤発売の場合の取扱い)

第127条 旅客が、駅名の類似その他の理由により、誤って希望するものと異なった着駅の乗車券を購入した場合であって、係員が誤購入又は誤発売の事実を認定したときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、既に収受した運賃と正当な運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払戻しをする。

別表第 1 号

営 業 キ 口 程 表

(単位 : km)

大阪空港	1.4	3.1	4.8	6.6	8.5	9.9	12.1	13.3	14.5	16.0	17.8	19.9	21.2	11.0	12.5	14.3	16.7
蛭 池		1.7	3.4	5.2	7.1	8.5	10.7	11.9	13.1	14.6	16.4	18.5	19.8	9.6	11.1	12.9	15.3
柴原阪大前			1.7	3.5	5.4	6.8	9.0	10.2	11.4	12.9	14.7	16.8	18.1	7.9	9.4	11.2	13.6
少 路				1.8	3.7	5.1	7.3	8.5	9.7	11.2	13.0	15.1	16.4	6.2	7.7	9.5	11.9
千里中央					1.9	3.3	5.5	6.7	7.9	9.4	11.2	13.3	14.6	4.4	5.9	7.7	10.1
山 田						1.4	3.6	4.8	6.0	7.5	9.3	11.4	12.7	2.5	4.0	5.8	8.2
万博記念公園							2.2	3.4	4.6	6.1	7.9	10.0	11.3	1.1	2.6	4.4	6.8
宇 野 辺								1.2	2.4	3.9	5.7	7.8	9.1	3.3	4.8	6.6	9.0
南 茨 木									1.2	2.7	4.5	6.6	7.9	4.5	6.0	7.8	10.2
沢 良 宜										1.5	3.3	5.4	6.7	5.7	7.2	9.0	11.4
摂 津											1.8	3.9	5.2	7.2	8.7	10.5	12.9
南摂津												2.1	3.4	9.0	10.5	12.3	14.7
大 日													1.3	11.1	12.6	14.4	16.8
門 真 市														12.4	13.9	15.7	18.1
公園東口															1.5	3.3	5.7
阪大病院前																1.8	4.2
豊 川																	2.4
彩 都 西																	

別表第 2 号

大 人 片 道 普 通 旅 客 運 賃 表

(単位 : 円)

大阪空港	200	250	290	340	380	380	440	440	470	470	500	500	500	410	440	470	500
蛭 池		200	250	290	340	380	410	410	440	470	500	500	500	380	410	440	470
柴原阪大前			200	250	290	340	380	410	410	440	470	500	500	340	380	410	440
少 路				200	250	290	340	380	380	410	440	470	500	340	340	380	410
千里中央					200	250	290	340	340	380	410	440	470	290	290	340	410
山 田						200	250	290	290	340	380	410	440	250	250	290	380
万博記念公園							250	250	290	340	340	380	410	200	250	290	340
宇 野 辺								200	250	250	290	340	380	250	290	340	380
南 茨 木									200	250	290	340	340	290	290	340	410
沢 良 宜										200	250	290	340	290	340	380	410
摂 津											200	250	290	340	380	410	440
南摂津												250	250	380	410	440	470
大 日													200	410	440	470	500
門 真 市														440	440	470	500
公園東口															200	250	290
阪大病院前																200	290
豊 川																	250
彩 都 西																	

別表第 3 号

定期旅客運賃表（通勤・大人）

(1 力月)

(単位：円)

大阪空港	7,820	9,780	11,350	12,910	14,470	14,470	16,830	16,830	18,000	18,000	19,170	20,340	21,510	15,640	16,830	18,000	19,170
蛍池		7,820	9,780	11,350	12,910	14,470	15,640	15,640	16,830	18,000	19,170	20,340	20,340	14,470	15,640	16,830	18,000
柴原阪大前			7,820	9,780	11,350	12,910	14,470	15,640	15,640	16,830	18,000	19,170	20,340	12,910	14,470	15,640	16,830
少路				7,820	9,780	11,350	12,910	14,470	15,640	16,830	18,000	19,170	20,340	12,910	12,910	14,470	15,640
千里中央					7,820	9,780	11,350	12,910	12,910	14,470	15,640	16,830	18,000	11,350	11,350	12,910	15,640
山田						7,820	9,780	11,350	11,350	12,910	14,470	15,640	16,830	9,780	9,780	11,350	14,470
万博記念公園							9,780	9,780	11,350	12,910	12,910	14,470	15,640	7,820	9,780	11,350	12,910
宇野辺								7,820	9,780	9,780	11,350	12,910	14,470	9,780	11,350	12,910	14,470
南茨木									7,820	9,780	11,350	12,910	12,910	11,350	11,350	12,910	15,640
沢良宜										7,820	9,780	11,350	12,910	11,350	12,910	14,470	15,640
摂津											7,820	9,780	11,350	12,910	14,470	15,640	16,830
南摂津												9,780	9,780	14,470	15,640	16,830	18,000
大日													7,820	15,640	16,830	18,000	19,170
門真市															16,830	16,830	20,340
公園東口																7,820	9,780
阪大病院前																	7,820
豊川																	9,780
彩都西																	

(3 力月)

(単位：円)

大阪空港	22,290	27,880	32,350	36,800	41,240	41,240	47,970	47,970	51,300	51,300	54,640	57,970	61,310	44,580	47,970	51,300	54,640
蛍池		22,290	27,880	32,350	36,800	41,240	44,580	47,970	51,300	54,640	57,970	57,970	61,310	41,240	44,580	47,970	51,300
柴原阪大前			22,290	27,880	32,350	36,800	41,240	44,580	47,970	51,300	54,640	57,970	61,310	36,800	41,240	44,580	47,970
少路				22,290	27,880	32,350	36,800	41,240	44,580	47,970	51,300	54,640	61,310	36,800	36,800	41,240	44,580
千里中央					22,290	27,880	32,350	36,800	41,240	44,580	47,970	51,300	61,310	32,350	32,350	36,800	44,580
山田						22,290	27,880	32,350	36,800	41,240	44,580	47,970	61,310	27,880	27,880	32,350	41,240
万博記念公園							27,880	27,880	32,350	36,800	41,240	44,580	61,310	22,290	27,880	32,350	36,800
宇野辺								22,290	27,880	27,880	32,350	36,800	61,310	27,880	32,350	36,800	41,240
南茨木									22,290	27,880	32,350	36,800	61,310	32,350	32,350	36,800	44,580
沢良宜										22,290	27,880	32,350	36,800	32,350	36,800	41,240	44,580
摂津											22,290	27,880	32,350	36,800	41,240	44,580	47,970
南摂津												27,880	27,880	41,240	44,580	47,970	51,300
大日													22,290	44,580	47,970	51,300	54,640
門真市															47,970	47,970	51,300
公園東口																22,290	32,350
阪大病院前																	32,350
豊川																	27,880
彩都西																	

(6 力月)

(単位：円)

大阪空港	42,230	52,820	61,290	69,720	78,140	78,140	90,890	90,890	97,200	97,200	103,520	109,840	116,160	84,460	90,890	97,200	103,520
蛍池		42,230	52,820	61,290	69,720	78,140	84,460	84,460	90,890	97,200	103,520	109,840	109,840	78,140	84,460	90,890	97,200
柴原阪大前			42,230	52,820	61,290	69,720	78,140	84,460	84,460	90,890	97,200	103,520	109,840	69,720	78,140	84,460	90,890
少路				42,230	52,820	61,290	69,720	78,140	78,140	84,460	90,890	97,200	103,520	69,720	69,720	78,140	84,460
千里中央					42,230	52,820	61,290	69,720	69,720	78,140	84,460	90,890	97,200	61,290	61,290	69,720	84,460
山田						42,230	52,820	61,290	61,290	69,720	78,140	84,460	90,890	52,820	52,820	61,290	78,140
万博記念公園							52,820	52,820	61,290	69,720	78,140	84,460	90,890	42,230	52,820	61,290	69,720
宇野辺								42,230	52,820	52,820	61,290	69,720	78,140	52,820	61,290	69,720	78,140
南茨木									42,230	52,820	61,290	69,720	78,140	61,290	61,290	69,720	84,460
沢良宜										42,230	52,820	61,290	69,720	61,290	61,290	78,140	84,460
摂津											42,230	52,820	61,290	69,720	78,140	84,460	90,890
南摂津												52,820	52,820	78,140	84,460	90,890	97,200
大日													42,230	84,460	90,890	97,200	103,520
門真市															90,890	90,890	109,840
公園東口																42,230	61,290
阪大病院前																	61,290
豊川																	52,820
彩都西																	

定期旅客運賃表（通学・大人）

（1カ月）															（単位：円）		
大阪空港	3,670	4,580	5,320	6,050	6,780	6,780	7,880	7,880	8,430	8,430	8,980	9,530	10,080	7,330	7,880	8,430	8,980
蛍池		3,670	4,580	5,320	6,050	6,780	7,330	7,330	7,880	8,430	8,980	9,530	9,530	6,780	7,330	7,880	8,430
柴原阪大前			3,670	4,580	5,320	6,050	6,780	7,330	7,330	7,880	8,430	8,980	9,530	6,050	6,780	7,330	7,880
少路				3,670	4,580	5,320	6,050	6,780	6,780	7,330	7,880	8,430	8,980	6,050	6,050	6,780	7,330
千里中央					3,670	4,580	5,320	6,050	6,050	6,780	7,330	7,880	8,430	5,320	5,320	6,050	7,330
山田						3,670	4,580	5,320	5,320	6,050	6,780	7,330	7,880	4,580	4,580	5,320	6,780
万博記念公園							4,580	4,580	5,320	6,050	6,050	6,780	7,330	3,670	4,580	5,320	6,050
宇野辺								3,670	4,580	4,580	5,320	6,050	6,780	4,580	5,320	6,050	6,780
南茨木									3,670	4,580	5,320	6,050	6,050	5,320	5,320	6,050	7,330
沢良宜										3,670	4,580	5,320	6,050	5,320	6,050	6,780	7,330
摂津											3,670	4,580	5,320	6,050	6,780	7,330	7,880
南摂津												4,580	4,580	6,780	7,330	7,880	8,430
大日													3,670	7,330	7,880	8,430	8,980
門真市														7,880	7,880	8,430	9,530
公園東口															3,670	4,580	5,320
阪大病院前																3,670	5,320
豊川																	4,580
彩都西																	

（3カ月）															（単位：円）		
大阪空港	10,460	13,060	15,170	17,250	19,330	19,330	22,460	22,460	24,030	24,030	25,600	27,170	28,730	20,900	22,460	24,030	25,600
蛍池		10,460	13,060	15,170	17,250	19,330	20,900	20,900	22,460	24,030	25,600	27,170	27,170	19,330	20,900	22,460	24,030
柴原阪大前			10,460	13,060	15,170	17,250	19,330	20,900	20,900	22,460	24,030	25,600	27,170	17,250	19,330	20,900	22,460
少路				10,460	13,060	15,170	17,250	19,330	19,330	20,900	22,460	24,030	25,600	17,250	19,330	20,900	22,460
千里中央					10,460	13,060	15,170	17,250	17,250	19,330	20,900	22,460	24,030	15,170	15,170	17,250	20,900
山田						10,460	13,060	15,170	15,170	17,250	19,330	20,900	22,460	13,060	13,060	15,170	19,330
万博記念公園							13,060	13,060	15,170	17,250	17,250	19,330	20,900	10,460	13,060	15,170	17,250
宇野辺								10,460	13,060	13,060	15,170	17,250	19,330	13,060	15,170	17,250	19,330
南茨木									10,460	13,060	15,170	17,250	17,250	15,170	15,170	17,250	20,900
沢良宜										10,460	13,060	15,170	17,250	15,170	17,250	19,330	20,900
摂津											10,460	13,060	15,170	17,250	19,330	20,900	22,460
南摂津												13,060	13,060	19,330	20,900	22,460	24,030
大日													10,460	20,900	22,460	24,030	25,600
門真市														22,460	22,460	24,030	27,170
公園東口															10,460	13,060	15,170
阪大病院前																10,460	15,170
豊川																	13,060
彩都西																	

（6カ月）															（単位：円）		
大阪空港	19,820	24,740	28,730	32,670	36,620	36,620	42,560	42,560	45,530	45,530	48,500	51,470	54,440	39,590	42,560	45,530	48,500
蛍池		19,820	24,740	28,730	32,670	36,620	39,590	39,590	42,560	45,530	48,500	51,470	51,470	36,620	39,590	42,560	45,530
柴原阪大前			19,820	24,740	28,730	32,670	36,620	39,590	39,590	42,560	45,530	48,500	51,470	32,670	36,620	39,590	42,560
少路				19,820	24,740	28,730	32,670	36,620	36,620	39,590	42,560	45,530	48,500	32,670	32,670	36,620	39,590
千里中央					19,820	24,740	28,730	32,670	32,670	36,620	39,590	42,560	45,530	28,730	28,730	32,670	39,590
山田						19,820	24,740	28,730	28,730	32,670	36,620	39,590	42,560	24,740	24,740	28,730	36,620
万博記念公園							24,740	24,740	28,730	32,670	36,620	39,590	39,590	19,820	24,740	28,730	32,670
宇野辺								19,820	24,740	24,740	28,730	32,670	36,620	24,740	28,730	32,670	36,620
南茨木									19,820	24,740	28,730	32,670	32,670	28,730	28,730	32,670	39,590
沢良宜										19,820	24,740	28,730	32,670	28,730	28,730	36,620	39,590
摂津											19,820	24,740	28,730	32,670	36,620	39,590	42,560
南摂津												24,740	24,740	36,620	39,590	42,560	45,530
大日													19,820	39,590	42,560	45,530	48,500
門真市														42,560	42,560	45,530	51,470
公園東口															19,820	24,740	28,730
阪大病院前																19,820	28,730
豊川																	24,740
彩都西																	

定期旅客運賃日割額表

大人	営業キロ程 (km)	普通運賃 (円)	通						勤						学					
			通		勤		学		通		勤		学		通		勤		学	
			1ヵ月	日割額	3ヵ月	日割額	6ヵ月	日割額	1ヵ月	日割額	3ヵ月	日割額	6ヵ月	日割額	1ヵ月	日割額	3ヵ月	日割額	6ヵ月	日割額
	1～2まで	200	7,820	261	22,290	248	42,230	235	3,670	123	10,460	117	19,820	111						
	3～4まで	250	9,780	326	27,880	310	52,820	294	4,580	153	13,060	146	24,740	138						
	5～6まで	290	11,350	379	32,350	360	61,290	341	5,320	178	15,170	169	28,730	160						
	7～8まで	340	12,910	431	36,800	409	69,720	388	6,050	202	17,250	192	32,670	182						
	9～10まで	380	14,470	483	41,240	459	78,140	435	6,780	226	19,330	215	36,620	204						
	11～12まで	410	15,640	522	44,580	496	84,460	470	7,330	245	20,900	233	39,590	220						
	13～14まで	440	16,830	561	47,970	533	90,890	505	7,880	263	22,460	250	42,560	237						
	15～16まで	470	18,000	600	51,300	570	97,200	540	8,430	281	24,030	267	45,530	253						
	17～18まで	500	19,170	639	54,640	608	103,520	576	8,980	300	25,600	285	48,500	270						
	19～20まで	500	20,340	678	57,970	645	109,840	611	9,530	318	27,170	302	51,470	286						
	21～22まで	500	21,510	717	61,310	682	116,160	646	10,080	336	28,730	320	54,440	303						

小児

小児	営業キロ程 (km)	普通運賃 (円)	通						勤						学					
			通		勤		学		通		勤		学		通		勤		学	
			1ヵ月	日割額	3ヵ月	日割額	6ヵ月	日割額	1ヵ月	日割額	3ヵ月	日割額	6ヵ月	日割額	1ヵ月	日割額	3ヵ月	日割額	6ヵ月	日割額
	1～2まで	100	3,910	131	11,150	124	21,120	118	1,840	62	5,230	59	9,910	56						
	3～4まで	130	4,890	163	13,940	155	26,410	147	2,290	77	6,530	73	12,370	69						
	5～6まで	150	5,680	190	16,180	180	30,650	171	2,660	89	7,590	85	14,370	80						
	7～8まで	170	6,460	216	18,400	205	34,860	194	3,030	101	8,630	96	16,340	91						
	9～10まで	190	7,240	242	20,620	230	39,070	218	3,390	113	9,670	108	18,310	102						
	11～12まで	210	7,820	261	22,290	248	42,230	235	3,670	123	10,450	117	19,800	110						
	13～14まで	220	8,420	281	23,990	267	45,450	253	3,940	132	11,230	125	21,280	119						
	15～16まで	240	9,000	300	25,650	285	48,600	270	4,220	141	12,020	134	22,770	127						
	17～18まで	250	9,590	320	27,320	304	51,760	288	4,490	150	12,800	143	24,250	135						
	19～20まで	250	10,170	339	28,990	323	54,920	306	4,770	159	13,590	151	25,740	143						
	21～22まで	250	10,760	359	30,660	341	58,080	323	5,040	168	14,370	160	27,220	152						

別表第 5 号

危 険 品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	—
				硝安爆薬	—	—
				塩素酸カリ爆薬	—	—
				カーリット	—	—
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	—
				硝酸エステル	—	—
				ダイナマイト類	—	—
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	—
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬こうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	—
				火管	—	—
				導爆線	—	—
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	—
				星火を発する榴弾	—	—
				救命索発射器用ロケット	—	—
				煙火	—	—
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	—
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1. 爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	揮発油	—	—
			—	ソルベントナフタ	—	—
			—	コールタール軽油	—	—
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	—
			—	トルエン（トルオール）	—	—
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	—
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	—	—
			—	二硫化炭素	—	—
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—
			—	エーテル	—	—
			—	クロロシラン	—	—
			—	アセトアルデヒド	—	—
			—	パラアルデヒド	—	—
			—	ジエチルアルミニウム	—	—
			—	モノメチルアミン	—	—
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—
			—	ジメチルアミン	—	—
			—	ピリジン	—	—
			—	酢酸アルミ	—	—
			—	酢酸エチル	—	—
			—	酢酸メチル	—	—
			—	義酸エチル	—	—
			—	プロピルアルコール	—	—
			—	ビニルメチルエーテル	—	—
			—	臭化エチル（エチルブロマイド）	—	—
			—	酢酸ブチル	—	—
			—	フーゼル油	—	—
			—	灯油（石油）	—	—
			—	軽油（ガス油）	—	—
			—	重油（バンカー油、ディーゼル重油）	—	—
			—	ガソリン	—	—
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	—
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	—
			—	エチルエーテル	—	—
			—	酸化プロピレン	—	—
			—	ノルマルヘキサン	—	—
			—	エチレンオキシド	—	—
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	—
			—	イソペンチルアルコール	—	—
			—	メチルエチルケトン	—	—
		その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶*	医療用又は携帯用酸素 容器に封入した酸素 ガスで2本以内の もの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで2本以内 のもの
					炭酸ガスカートリッ ジ*	2リットル以内又は 容器・荷造りとの重 量が2キログラム以 内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス		—
				硫化水素ガス		—
				一酸化炭素ガス		—
				石炭ガス		—
				水性ガス		—
				空気ガス		—
				アンモニアガス		—
				塩素ガス		—
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）		—
				ホスゲンガス		—
				アルゴン		—
				エタン		—
				エチレン		—
				メタン		—
				その他の圧縮ガス及びその製品		—
			液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した 炭酸ガスで2本以内 のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は 容器・荷造りとの重 量が2キログラム以 内のもの
				フロン—12	エアゾール噴射剤、 エアコンガス*	
				フロン—22	エアゾール噴射剤、 エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセット ガスボンベ*	
				液体空気		—
				液体窒素		—
				液体酸素		—
				液体アンモニア		—
				液体塩素		—
				液体亜硫酸		—
				液化シアン化水素（液体青酸）		—
				塩化エチル		—
				塩化メチル（メチルクロライド）		—
				液化酸化エチレン		—
				塩化ビニルモノマ		—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
4	可燃性 のガス	高压 ガス	液化 ガス	液体メタン	—		
				その他の液化ガス及びその製品	—		
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—		
			—	塩素酸カリウム	—		
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—		
			—	塩素酸カルシウム	—		
			—	塩素酸ストロンチウム	—		
			—	塩素酸アンモニウム	—		
			—	その他の塩素酸塩類	—		
		過塩素 酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモ ン）	—		
			—	過塩素酸カリウム	—		
			—	過塩素酸ナトリウム	—		
			—	その他の過塩素酸塩類	—		
		過酸化 物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—		
			—	過酸化カルシウム	—		
			—	過酸化マグネシウム	—		
			—	過酸化バリウム	—		
			—	過酸化亜鉛	—		
			—	過酸化カリウム	—		
			—	その他の無機過酸化物	—		
		硝酸 塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの重 量が2キログラム以 内のもの	
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝 安）	—		
			—	硝酸ナトリウム	—		
			—	その他の硝酸塩類	—		
		亜塩素 酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル 以内のもの	
			—	その他の亜塩素酸塩類	—		
		次亜塩 素酸 塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—		
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—		
		その他 酸化性 の物	—	過硫酸アンモニウム	—		
			—	過硫酸カリウム	—		
			—	過硫酸ナトリウム	—		
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—		
		—	その他の酸化性の物及び製品	—			
6	放射性 の物	放射性 物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核 燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納 し、且つ、破損する おそれのないよう荷 造した0.5リットル 以内のもの	
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤 ＊		
			—	硝酸	—		
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含 む。）	—		
			—	沸化水素酸	—		
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—		

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他 危険物	毒物・ 劇物	—	フェロシリン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロルピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素（ブロム）	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年 法律第303号）で指定されている毒物及 び劇物	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定され ている毒物及び劇物を使用した製品（薬 液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電 池で、堅固な木箱に 入れ、且つ、端子が 外部に露出しないよ うに荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23 年法律第82号）の適 用を受ける農薬	拡散用高压容器に封 入した農薬で2本以 内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
			—	鉱油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82 号）の適用を受けるもの		
		その他 危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損する恐れのない 容器に密閉した1個 の重量が20キログラ ム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェ ノン）	催涙スプレー*	容器・荷造ともの重 量が3キログラム以 内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通
常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。